

東浦町児童クラブ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、東浦町児童クラブ（以下「クラブ」という。）を置く。

(実施場所及び定員)

第3条 クラブの名称、実施場所及び定員は、別表1のとおりとする。

(対象児童)

第4条 クラブの対象となる児童は、町内の小学校に在学する児童で、昼間家庭内に当該児童の育成に当たる者がいないことが常態となっている者（以下「対象児童」という。）とし、その基準は別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、虐待その他の理由により保護を必要と認める児童をクラブの対象とすることができる。

(クラブの活動)

第5条 クラブは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びを通しての活動への意欲及び態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりに関すること。
- (6) その他児童の健全育成上必要な事項に関すること。

(実施日)

第6条 クラブの実施日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、次に掲げる日は除くものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から同月31日まで並びに1月2日及び同月3日

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、臨時に実施又は中止することができる。

(実施時間)

第7条 クラブの実施時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（東浦町立学校管理規則（昭和33年東浦町教育委員会規則第11号）第6条第2項に規定する学校の休業日（以下「学校休業日」という。）及び土曜日又は日曜日に行なった学校行事等による振り替え休日を除く。）授業の終了時から午後7時まで
- (2) 土曜日、学校休業日及び土曜日又は日曜日に行なった学校行事等による振り替

え休日 午前7時30分から午後7時まで

(3) 前条第2項の規定により臨時に実施する日 町長が別に定める時間
(指導職員)

第8条 第5条各号に掲げる活動を行うため、各クラブに、指導職員として放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第1項に規定するものをいう。)を置く。

(加入、変更及び脱退の手続等)

第9条 クラブへの加入を希望する児童の保護者は、児童クラブ加入申込書(様式第1)に別表2に掲げる確認書類を添付し町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、加入の可否を児童クラブ加入許可通知書(様式第2)又は児童クラブ加入不許可通知書(様式第3)により通知するものとする。

3 前項の規定によりクラブの加入を許可された児童の保護者は、児童クラブ加入申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに児童クラブ利用変更届(様式第9)又は児童クラブ世帯内容等変更届(様式第10)を町長に提出するものとする。

4 クラブを脱退しようとする児童の保護者は、児童クラブ脱退届(様式第4)を町長に提出するものとする。

5 町長は、加入者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、クラブを脱退させることができる。

(1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請により、加入の許可を受けたとき。

(3) クラブの秩序を乱す等、クラブの正常の実施に支障をきたす行為をしたとき。

(4) 前3号のほか、クラブの実施に支障があると町長が認めたとき。

(費用の納付)

第10条 前条第2項の規定によりクラブの加入を許可された児童の保護者は、このクラブの活動に必要な実費の一部(以下「クラブ費」という。)として児童1人につき月額6,000円(8月にあつては10,000円)を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合のクラブ費は、同項に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) クラブへの加入日が加入月の16日以後の場合

(2) クラブからの脱退日が脱退月の15日以前でその前月の25日までに前条第3項の児童クラブ脱退届の提出があった場合

3 クラブ費は、その月分を毎月末日までに納付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、町長は、納付すべき日の翌日から起算して30日以内にクラブ費が納付されない場合は、当該児童をクラブから脱退させることができる。

(費用の還付)

第11条 納付されたクラブ費は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認

めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- 2 児童クラブ費の還付を受けようとする者は、東浦町児童クラブ費還付申請書（様式第7）を提出するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 町長は、還付に係る決定の内容を東浦町児童クラブ費還付通知書（様式第8）により通知するものとする。

（費用の減免）

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、東浦町就学援助費事務取扱要綱（平成7年4月1日施行）第5条及び第10条第2項による就学援助受給認定を受けた保護者に係る児童については、クラブ費の2分の1の額を減額することができる。

- 2 前項によりクラブ費の減額を受けようとする者は、児童クラブ費減免申請書（様式第5）に就学援助費受給認定通知書（写し）を添付して町長に申請するものとする。
- 3 第1項によるクラブ費の減額は、前項の申請があった日の属する月の納付額から適用する。ただし、就学援助の認定日が、前項の申請のあった日の属する月の前月である場合は、当該前月から減額することができる。
- 4 町長は、第1項の規定によりクラブ費の減額を決定したときは、児童クラブ費減免決定通知書（様式第6）により通知するものとする。

（減免の取消し）

第13条 町長は、前条の規定により減額の決定をした場合においても、東浦町就学援助費事務取扱要綱第11条の規定により就学援助の認定が取り消された場合については、就学援助の取消し年月日をもって減額の決定を取り消すものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第2項の規定については、公布の日から施行する。
- 2 児童クラブ実施要項（平成6年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、廃止前の児童クラブ実施要項の規定により現にクラブに加入している児童は、この要綱の規定によりクラブの加入を許可された児童とみなす。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東浦町児童クラブ実施要綱（次項において「新要綱」という。）別表 1 の規定は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 新要綱別表 2 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に児童クラブに加入しようとする者について適用し、同日前に児童クラブに加入しようとする者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年度 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町児童クラブ実施要項第 10 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に実施する東浦町児童クラブに係る費用について適用し、同日前に実施した東浦町児童クラブに係る費用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町児童クラブ実施要綱別表 2 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に児童クラブに加入しようとする者について適用し、同日前に児童クラブに加入しようとする者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正後の東浦町児童クラブ実施要綱（以下「新要綱」という。）に基づく同日以後の児童クラブへの加入を希望する児童の保護者は、同日前においても、新要綱に基づく児童クラブへの加入の申込みをすることができる。
- 3 町長は、前項の規定により児童クラブへの加入の申込みを受け付けた場合にあつては、この要綱の施行の日前においても、新要綱に基づいた手続きを行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式の改正規定については、令和 2 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正後の東浦町児童クラブ実施要綱（以

下「新要綱」という。)に基づく同日以後の児童クラブへの加入を希望する児童の保護者は、同日前においても、新要綱に基づく児童クラブへの加入の申込みをすることができる。

- 3 町長は、前項の規定により児童クラブへの加入の申込みを受け付けた場合にあっては、この要綱の施行の日前においても、新要綱に基づいた手続きを行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正後の東浦町児童クラブ実施要綱（以下「新要綱」という。）に基づく同日以後の児童クラブへの加入を希望する児童の保護者は、同日前においても、新要綱に基づく児童クラブへの加入の申込みをすることができる。
- 3 町長は、前項の規定により児童クラブへの加入の申込みを受け付けた場合にあっては、この要綱の施行の日前においても、新要綱に基づいた手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、令和6年11月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの要綱による改正後の東浦町児童クラブ実施要綱（以下「新要綱」という。）に基づく同日以後の児童クラブへの加入を希望する児童の保護者は、同日前においても、新要綱に基づく児童クラブへの加入の申込みをすることができる。
- 3 町長は、前項の規定により児童クラブへの加入の申込みを受け付けた場合にあっては、施行日前においても、新要綱に基づいた手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	実施場所	定員
森岡児童クラブ	東浦町大字森岡字山之神51番地 4 東浦町大字森岡字天王西23番地	90人
緒川児童クラブ	東浦町大字緒川字屋敷貳区61番地 1 東浦町大字緒川字屋敷貳区61番地 8	80人
緒川新田児童クラブ	東浦町大字緒川字寿久茂34番地	70人
石浜児童クラブ	東浦町大字石浜字田之助 1 番地 6 東浦町大字石浜字坊ヶ谷 2	140人
石浜西児童クラブ	東浦町大字石浜字三本松 1 番地56	80人
生路児童クラブ	東浦町大字生路字弁財123番地4	80人
藤江児童クラブ	東浦町大字藤江字仏132番地1	80人

特記事項

定員を超える申込みがあった場合であって、当該定員を超える申込みがあったクラブに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 2 項に規定する数の放課後児童支援員を配置したときは、当該クラブの定員の 1 割を超えない範囲で定めた人数を加算した数を当該クラブの定員とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、当該クラブの定員の 1 割を超えた数を加算した数を当該クラブの定員とすることができる。

別表2（第4条、第9条関係）

東浦町児童クラブ加入基準

○対象児童

児童と同居する父、母、祖父及び祖母（これらの者のうち75歳以上の者を除く。以下「同居の保護者等」という。）の次表に定める就労状況等に応じた点数が、いずれも1年生は5点以上、2年生は6点以上、3年生以上は7点以上である児童を加入対象者とする。

(注)

- 1 「同居」の範囲は、二世帯住宅、同一敷地及び隣接した別棟を含む。
- 2 「学校休業日等」は、学校休業日、始業式の日、終業式の日及び4月1日から4月30日まで（1年生は4月1日から5月31日まで）とする。
- 3 「中心者」とは、自己で事業を営み、かつ、当該事業を積極的に行う者をいう。
- 4 「専従者」とは、中心者に雇用され、かつ、労働の対価として専従者給与の支給を受けている者をいう。

区分	形態	点数	確認書類
被雇用	7時間以上/日・20日以上/月	10	就労証明書
	5時間以上/日・20日以上/月 ※育児のための短時間勤務制度を受けている場合	9	
	6時間以上/日・20日以上/月・終業午後4時以降	9	
	6時間以上/日・15日以上/月・終業午後3時以降 (学校休業日等は、終業午後2時以降)	8	
	4時間以上/日・12日以上/月・終業午後3時以降 (学校休業日等は、終業午後2時以降)	7	
	4時間以上/日・15日以上/月・終業午後2時以降 (学校休業日等は、終業正午以降)	6	
	4時間以上/日・12日以上/月・終業午後2時以降 (学校休業日等は、終業正午以降)	5	
	自営 ※農業含む	7時間以上/日・20日以上/月	
6時間以上/日・20日以上/月		9	
6時間以上/日・20日以上/月・終業午後4時以降		9	
6時間以上/日・20日以上/月・終業午後3時以降 (学校休業日等は、終業午後2時以降)		8	
6時間以上/日・15日以上/月・終業午後3時以降 (学校休業日等は、終業午後2時以降)		7	
5時間以上/日・15日以上/月・終業午後2時以降 (学校休業日等は、終業正午以降)		6	
4時間以上/日・12日以上/月・終業午後2時以降 (学校休業日等は、終業正午以降)		5	

出産	出産の場合（予定月の1か月前の初日から出産月後2か月の月末までの期間）		7	申立書 母子手帳の写し
疾病・障害・介護	疾病	入院	10	申立書
		居宅療養 医師の診断により育成できないと認められた場合	7	診断書
	障害	身体障害者手帳（内部障害を除く。）、障害者手帳1・2級の判定を受けている場合又は療育手帳Aの判定を受けている場合	7	申立書 手帳の写し
		医師の診断により身体障害、知的障害及び精神障害のため育成できないと認められた場合	7	申立書 診断書
介護	要支援以上の認定を受けている場合	7	申立書 介護保険証の写し	
看護・介護	入院 付添	同居の親族（別居の親族であって、当該親族と同居し、かつ、付添が可能である親族のいないものを含む。）を午後2時以降に週4日以上付き添う場合	9	申立書 診断書の写し等
		別居の親族（当該親族と同居し、かつ、付添が可能である親族のいないものを除く。）を午後2時以降に週4日以上付き添う場合	5	
	介護等	同居の親族（別居の親族であって、当該親族と同居し、かつ、付添が可能である親族のいないものを含む。）に身体介護を行う場合。加入基準の判定については、同居の親族のうち介護を行う者1人のみを対象とする。	7	申立書 介護保険証の写し、診断書等
別居の親族（当該親族と同居し、かつ、付添が可能である親族のいないものを除く。）に身体介護を行う場合		4		
別居の親族に家事援助を行う場合		2		
就学	高等学校、短期大学、大学、大学院及び高等専門学校に就学する場合		7	申立書 就学証明書 カリキュラム等
	年間を通じ、国家資格（受験資格を含む。）取得のために就学する場合		7	
	週3日以上、就労に必要な資格取得のために就学する場合		7	
虐待遺棄	児童相談所からの依頼による場合		10	意見書
災害	災害の場合（復旧にあたっている期間）		10	り災証明
公益性の高い社会活動	4時間以上/日・12日以上/月・終業午後4時以降 （学校休業日等は、終業午後3時以降）		7	申立書
	4時間以上/日・15日以上/月・終業午後3時以降 （学校休業日等は、終業午後1時以降）		6	

	4時間以上/日・12日以上/月・終業午後3時以降 (学校休業日等は、終業午後1時以降)	5	
その他	その他町長が必要と認めた場合	10	申立書

特記事項

- 1 複数の項目に該当する場合は、合計点数とする。
- 2 就労内定者は、就労後、就労証明書の提出を求める。
- 3 疾病、障害、看護及び介護による加入は、必要と認められる期間に限る。
- 4 公益性の高い社会活動とは、町及び町の委託・補助等を受けている団体の活動のうち、公共の利益に供する活動でこれらの団体に所属及び登録等をしており、その依頼又は斡旋等の活動や同内容を他の公共団体で行う活動とする。
- 5 確認書類のうち、源泉徴収票の写し、確定申告書の写し、母子手帳の写し（住民基本台帳で出生日が確認できる場合のみ。）、手帳の写し及び介護保険証の写しは、町が所有する住民税の課税資料等で確認できる場合は、同意書の提出により添付を省略することができる。

○選考順位

定員を超える申込みがあり選考が必要な場合は、同居の保護者等の点数を合算して得た数を当該同居の保護者等の数で除して得た数に、次の表に掲げる区分に応じて当該表に定める調整点を加えて得た点数の高い児童を優先する。ただし、同点の場合は、低い学年の児童を優先する。

区 分	調整点	確認書類等
母子・父子世帯（同居の保護者等がない場合）	+ 4	
1年生	+10	
2年生	+ 8	
3年生	+ 6	
4年生	+ 4	
就労予定者	- 1	就労証明書・申立書

様式第1 (第9条関係)

児童クラブ加入申込書

年 月 日

東 浦 町 長

保護者 住所
氏名
電話

次のとおり _____ 児童クラブに加入申込みします。

加入児童	ふりがな				生年月日	性別
	氏名				年 月 日生	男・女
	学校名等	小学校 学年 (組)				
家族の状況 (本人を除く)	氏名	続柄	年齢	職業(勤務先)・学校(学年)	備考	
		父	歳			
		母	歳			
			歳			
			歳			
			歳			
			歳			
			歳			
別居の祖父母	続柄	氏名	年齢	住所	職業等	
	父	祖父	歳			
	方	祖母	歳			
	母	祖父	歳			
	方	祖母	歳			

育成希望内容

希望時間	【 平 日 】 下校時 ~ 時 分まで 【学校休業日】 時 分 ~ 時 分まで
希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
希望理由	
特記事項	

様式第2(第9条関係)

児童クラブ加入許可通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

児童クラブの加入については、次のとおり許可します。

児 童 氏 名	
生 年 月 日	
児 童 ク ラ ブ 名	
利 用 期 間	
利 用 曜 日	
利 用 時 間	
児 童 ク ラ ブ 費 月 額	
注 意 事 項	
1 児童クラブ費について変更のあった場合は、その旨を通知します。	
2 児童クラブ加入申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。	
3 児童クラブの利用期間中であっても児童クラブへの加入基準に該当しなくなった場合は、退会となります。	
4 児童の迎えは、保護者が責任をもって行ってください。	
5 欠席及び保護者以外の迎えの場合は、必ず保護者から入会する児童クラブへ連絡してください。	
6 児童の体調が悪くなった場合(発熱、下痢等)は連絡しますので、保護者は、速やかに迎えに来てください。	
7 伝染病等については、学校の指示に準じます。	
8 児童クラブでは、学習の指導はしません。	
9 保護者が休日の場合は、原則として児童クラブへの出席は認められません。	
10 入会する児童クラブからの通塾については、必ず通塾届を提出してください。ただし、通塾は2年生からとします。	

様式第3(第9条関係)

児童クラブ加入不許可通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

児童クラブの加入については、次のとおり許可しないこととします。

児 童 氏 名 生 年 月 日	
理 由	

様式第4（第9条関係）

児童クラブ脱退届

年 月 日

東 浦 町 長

住所
保護者
氏名

次のとおり、児童クラブを脱退しますので届け出ます。

児童氏名	
児童生年月日	年 月 日
脱退年月日	年 月 日
脱退クラブ名	児童クラブ
脱退理由	

様式第6（第12条関係）

児童クラブ費減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました、児童クラブ費の減免申請について下記のとおり決定します。

記

- 1 児童名及び学年
- 2 加入児童クラブ名
- 3 減免前の児童クラブ費
- 4 減免額
- 5 減免後の児童クラブ費
- 6 理由

様式第7（第11条関係）

年 月 日

児童クラブ費還付申請書

東浦町長

申請者氏名

住所

電話

東浦町児童クラブ実施要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり児童クラブ費の還付を申請します。

児 童 名		生 年 月 日				
ク ラ ブ 名		学 年				
納付済クラブ費		円	還付請求クラブ費	円		
内 訳	月	円	内 訳	月	円	
	月	円		月	円	
	月	円		月	円	
	月	円		月	円	
	月	円		月	円	
	月	円		月	円	
	月	円		月	円	
	月	円		月	円	
振 込 先		金融機関名		支 店 名		
		口座番号				
		フリガナ				
		口座名義				
申 請 理 由						

様式第9（第9条関係）

児童クラブ利用変更届

年 月 日

東 浦 町 長

住所
保護者
氏名

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

児童名	
児童生年月日	年 月 日
児童クラブ名	森岡・緒川・緒川新田・石浜・石浜西・生路・藤江
変更理由等 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 勤務日数の変更 <input type="checkbox"/> 勤務時間の変更 <input type="checkbox"/> 勤務先の変更 <input type="checkbox"/> 勤務先の追加 <input type="checkbox"/> その他 ()
	変更があった者 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 同居の祖父 <input type="checkbox"/> 同居の祖母 <input type="checkbox"/> その他
変更開始月	年 月 日
変更区分 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 育成期間の変更 変更前： 月 日 ～ 月 日 変更後： 月 日 ～ 月 日
	<input type="checkbox"/> 育成時間の変更 変更前： 時 分 ～ 時 分 変更後： 時 分 ～ 時 分
	<input type="checkbox"/> 育成日の変更 変更前： 月・火・水・木・金・土 変更後： 月・火・水・木・金・土

※ 兄弟加入をしている場合、本用紙は児童1人に対して1枚提出する。

※ 雇用証明書等の変更理由が分かるものを添付する。

様式第10（第9条関係）

児童クラブ世帯内容等変更届

年 月 日

東 浦 町 長

住 所
保 護 者 名
児 童 名
ク ラ ブ 名

(年 月 日生)
児童クラブ

次のとおり世帯内容等を変更しましたので、届け出ます。

変 更 理 由		
変更年月日	年 月 日	
保護者氏名	変更前	
	変更後	
児 童 氏 名	変更前	
	変更後	
世帯員の変更 ※ひとり親家庭等に該当する 場合、必要に応じて「児童 クラブ費減免申請書」を 提出してください。 ※ひとり親家庭等の場合、 婚姻等により、就学援助費 の受給認定が取り消しされ たときは、通知書の写しを 添付してください。	変更前	児童からみた続柄 ()
	変更後	児童からみた続柄 ()
住所（町内転居） ※町外への転出は、「脱退 届」を提出してください。	変更前	
	変更後	
その他の変更 () ※変更のあった項目を具体 的に記入してください。	変更前	
	変更後	

※ 変更のあった項目のみ記入する。